

「潜在保育士」への再チャレンジ 支援補助事業（宮崎市）

せっかく保育士の資格を持っているから、活かさなきゃ。

これまでは「常勤保育士」として再就職した場合に限り支援を行ってきましたが、令和2年度より対象を拡大し、「非常勤保育士」として再就職した場合も、支援を行います。



常勤保育士として再就職する場合

- ①補助額 **月額15,000円（上限）**
- ②補助期間 **最長36ヶ月間**
- ③補助要件
 - 常勤の保育士等として採用されていること。
（※）月120時間以上の勤務
 - 過去1年以上の期間において、保育を行う業務に携わっていないこと。

非常勤保育士として再就職する場合

- ①補助額 **月額7,500円（上限）**
- ②補助期間 **最長36ヶ月間**
- ③補助要件
 - 非常勤の保育士等として採用されていること。
（※）月80時間以上120時間未満の勤務
 - 過去1年以上の期間において、保育を行う業務に携わっていないこと。
 - 令和2年4月1日以降に保育所等での勤務を開始していること。

注意事項…非常勤保育士として採用後、常勤保育士になった場合は、最長36ヶ月の範囲で、補助は継続できますが、常勤保育士から非常勤保育士になった場合は、その時点で補助は終了となります。

【お問合せ先】宮崎市子ども未来部保育幼稚園課

電話：0985-21-1774 FAX：0985-27-0712

E-Mail：10jidou@city.miyazaki.miyazaki.jp